

# 行方市国土強靱化地域計画 (第1版)

行方市

令和2年3月

# 目 次

## 第1章 計画の策定趣旨，位置付け

- 1 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 行方市における国土強靱化の基本的な考え方

- 1 行方市の概況と災害の記録・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 本市における国土強靱化の基本目標・・・・・・・・ 8
- 3 計画の対象とする災害・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 本市における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項・・・・・・・・ 10

## 第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」  
の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 施策分野の設定(個別施策分野・横断的分野)・・・・・・・・ 12
- 4 脆弱性評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 脆弱性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

## 第4章 行方市における国土強靱化の推進方針

- 1 個別施策分野の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 横断的分野の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

## 第5章 計画の推進と不断の見直し

- 1 市の他の計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 計画の推進期間及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 施策の推進と重点化・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

## 第1章 計画の策定趣旨、位置付け

### 1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

茨城県においても、市町村や関係機関相互の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成29年2月に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県計画」という。）が策定されました。

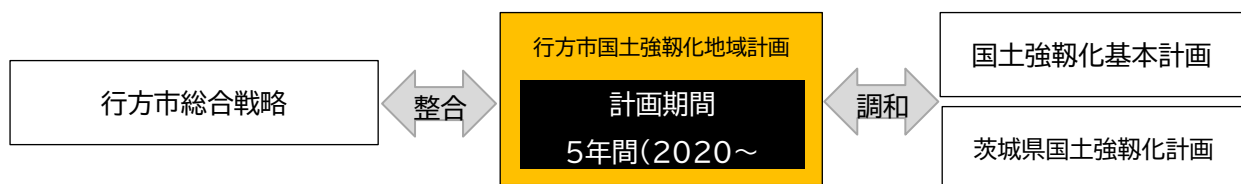
本市でも東日本大震災以降も台風や局地的大雨などによる被害が発生しており、行方市総合戦略において「～みんなで進めるまちづくり計画～」を施策の大綱とし、災害や犯罪等に対し地域一体となって備える、安心して暮らしやすいまちづくりの推進に取り組んでいるところです。

基本計画及び県計画の策定をうけ、本市においても、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために「行方市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

また、国の「国土強靱化基本計画」、茨城県の国土強靱化地域計画である「茨城県国土強靱化計画」と調和のとれた計画とすると同時に「行方市総合戦略」における地域防災力の向上などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置づけます。



#### (1) 地域防災計画と国土強靱化地域計画

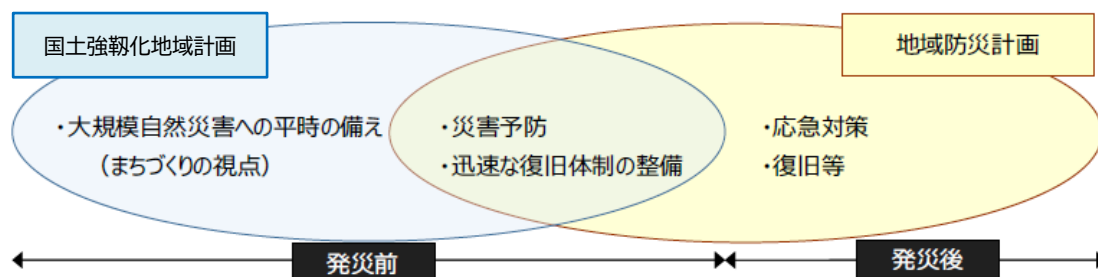
本市における災害への取組みについて定めた計画としては、既に「行方市地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や風水害など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画と

なっています。

これに対して国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



## (2) 計画期間

国や茨城県における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は「国土強靱化基本計画」及び「茨城県国土強靱化計画」を踏まえ、5年間とします。

(2020 年度から 2024 年度まで)

## 第2章 行方市における国土強靱化の基本的な考え方

### 1 行方市の概況と災害の記録

#### (1) 位置と地勢

本市は茨城県南東部に位置し，県都水戸市から南に約40km，東京からは北東に約70kmの距離にある。面積は，湖を含む全体面積で222.48km<sup>2</sup>であり，陸地部については南北約24km，東西約12kmの166.40km<sup>2</sup>である。北は鉾田市と小美玉市に，西は霞ヶ浦（西浦）を介してかすみがうら市に，南は潮来市に，東は北浦を介して鹿嶋市に接している。

市街地は，霞ヶ浦湖岸の低地に麻生市街地と玉造市街地があり，北浦湖岸の低地に北浦市街地があるほか，市内一円に集落が点在している。そして，市の北部を東西に貫く国道354号や，市の南北交通軸である国道355号，主要地方道水戸神栖線，水戸鉾田佐原線などが主要幹線道路としてこれらの市街地や集落をつなぐとともに，広域的な交通ネットワークを形成している。

#### ○ 位置図



#### (2) 地形・地質

東西の湖岸部分は低地，内陸部は標高30m前後の丘陵台地（行方台地）により形成され，傾斜地は山林，平坦部は畑地に利用されている。霞ヶ浦沿岸部は概ねなだらかで連続的な稜線であるのに対し，北浦側は比較的起伏に富んでいる。

地質は、台地が洪積世の火山灰層に対し、水田地帯はシルト及び粘土からなる沖積層堆積物と関東ローム層となっている。



### (3) 気象

本市の気候は、黒潮の流れる太平洋の影響を受け、年平均気温は14～15℃前後であり、茨城県内でも温暖な地域である。年平均降水量についてみると、1,500mmを超える年もあり、比較的多い地域である。

また、冬でも雪の降ることが珍しい海洋性の気候である。

次表の期間及び昭和51年からの最大日降水量と最大1時間降水量の極値は、平成11年10月27日となっている。「降水量の5年間平均値の推移」表に示すように、当該地域に過去10年程度から局地的集中豪雨といえる傾向が見られる。この傾向は当該地域のみではなく、全国的な傾向ともいえる。

#### ○ 気象統計

年次	年降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	風向	起日
単位	mm	mm	月/日	mm	月/日	℃	℃	℃	m/s	m/s		月/日
平成11年	1,487	304	10/27	87	10/27	15.4	33.9	-3.2	1.9	9.0	西	3/22
平成12年	1,247	72	7/8	*27	9/11	15.0	36.4	-4.5	1.8	*10.0	西	7/8
平成13年	1,634	281	10/10	69	10/10	14.7	36.0	-5.4	1.8	10.0	北	1/27
平成14年	1,287	68	6/18	28	8/1	14.8	34.9	-2.6	1.8	15.0	南南東	10/1
平成15年	1,676	108	8/15	41	5/20	14.1	33.6	-5.0	1.8	10.0	西	12/20
平成16年	1,763	233	10/9	55	10/9	15.1	36.5	-3.7	2.0	10.0	南	12/5
平成17年	1,401	124	1/16	40	8/12	14.2	33.4	-3.8	1.9	9.0	西	12/19
平成18年	2,133	253	10/24	55	1/14	14.9	33.6	-4.6	2.0	11.0	北北東	10/6
平成19年	1,373	115	10/27	37	7/15	15.1	36.1	-1.8	2.1	11.0	南南東	9/7
平成20年	*1,422	*102.5	8/31	*63	8/31	14.4	34.0	-4.2	2.2	11.0	東北東	4/18
平成21年	1,753.5	94	10/26	29.5	9/12	14.9	32.7	-3.3	2.1	10.3	北	8/31
平成22年	1,905	155.5	9/8	56.5	11/1	15.3	35.4	-3.8	2.6	12.8	西南西	2/6
平成23年	1,520.5	116.5	9/21	31	10/22	15.0	35.3	-5.4	2.5	14.5	西	4/25
平成24年	1,705.5	92	8/6	72.5	8/6	14.6	34.6	-5.7	2.5	13.8	南	4/3
平成25年	1,597	260	10/16	62.5	10/16	15.1	36.1	-5.8	2.5	13.9	北北西	10/16
平成26年	1,846	145	8/10	57.5	8/10	15.0	35.1	-4.9	2.4	12.4	東南東	2/15
平成27年	1,597	91	9/17	41.5	7/3	15.5	36.0	-3.2	2.5	10.9	南南東	12/11
平成28年	1,549	94	9/20	38.5	8/16	15.7	35.4	-3.1	2.4	13.6	南東	8/22
平成29年	1,430	149.5	10/22	44.5	7/4	15.1	35	-4.3	2.4	12.7	南	10/23

平成30年	1,447	65.5	9/30	28	8/31	16.3	35.6	-4.5	2.4	13.8	南	10/1
平均値	1,588.7	146.2		48.2		15.0	35.0	-4.1	2.2	11.7		

資料：気象庁鹿嶋アメダス 緯度：北緯 35 度 57.8 分／経度：東経 140 度 37.3 分 平年値（月・年）

なお、次の要領で求めたものから算出したものである。

①気温：平均は1～24時の毎正時24回の平均値。最高、最低は任意の時間の値。

②風速：平均風速は、0～24時全風程の算出値。

最大風速は、0～24時の間の10分間平均風速の最大値。

③日降水量は、0～24時の日合計値。\*は、資料不足値・推定値

○ 最大日降水量等の5年間平均値の推移（mm）

	最大日降水量	最大1時間降水量
昭和54年～	90.8	28.8
昭和59年～	110.0	25.0
平成元年～	131.2	29.0
平成6年～	134.8	26.0
平成11年～	166.6	50.4
平成16年～	165.5	50.0
平成21年～	143.6	50.4
平成26年～平成30年	109.2	42.0

（4）社会条件

本市を取り巻く社会経済情勢は、首都東京から、東関東自動車道や常磐自動車道を経由して2時間弱で結ばれていることや、首都圏で主要な機能を担う鹿島臨海工業地帯、成田国際空港、筑波研究学園都市と近距離に位置することなど、本市の立地条件は、恵まれた状況にあると言える。

しかし一方では、この恵まれた立地条件により、市外通勤や市外購買が進み、地域産業等の活力が低下する傾向があることなども否めない。このような課題に対しては、市内産業と居住の利便性を強化していかなければならない。特に、開港した茨城空港や計画中の東関東自動車道水戸線などの波及効果を最大限生かすことにより、本市の発展の可能性が飛躍的に向上することが期待されている。

（5）人口

本市の人口は、次表のとおりである。

○ 総人口

人口（人）			世帯数
総数	男	女	
35,078	17,474	17,604	12,916

資料：平成31年1月1日現在 住民基本台帳人口

## (6) 土地利用

本市の面積及び耕地・宅地・山林・原野面積は、次表の通りである。

### ○ 土地利用面積 (km<sup>2</sup>)

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
222.480	33.840	43.313	13.366	43.094	3.084	16.853	68.930
100.00%	15.21%	19.46%	6.01%	19.37%	1.39%	7.58%	30.98%

資料：平成 30 年 1 月 1 日現在 税務課 概要調書（固定資産）湖沼を含む。

## (7) 用途地域

用途地域の指定現況は、次表のとおりである。

### ○ 用途地域

区分	面積 (ha)	区分	面積 (ha)	区分	面積 (ha)
行政区域	22,248	第一種中高層住居専用地域	184	準工業地域	25
都市計画区域	16,633	第一種住居地域	26	工業専用地域	43
用途区域	289	近隣商業地域	11		

資料：都市建設課

## (8) 災害の記録

### [風水害の発生状況]

本市における過去の代表的風水害の気象条件及び被害状況は以下のとおりである。

本市は霞ヶ浦に面し、その流域面積は茨城県の 35%にあたり、豊かな水の恵みがある反面、水害も多く経験している。

霞ヶ浦は、流域面積 2,156.7 km<sup>2</sup>、北浦を含め湖面積 220 km<sup>2</sup>、湖岸線 250km、平均水深 4m、最大水深 7m、平均水位 Y.P+1.3m 時、湖容量約 9 億 m<sup>3</sup>、琵琶湖に次ぐ我が国第 2 の広さの湖で常陸利根川、北利根川を経て利根川に合流する一級河川である。

風水害の発生状況については、江戸以後と最近の出水状況について次表（○風水害等記録一覧）にまとめた。

### ○風水害等記録一覧

発生年月日 西暦(日本暦)	被害摘要
1716～1747(享保年代) (安永年代)	大洪水のため大きな被害を受ける 湖岸一帯大洪水のため被害を受ける
1786(天明 6)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1800(寛政 12)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1808(文化 5)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1833(天保 4)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1836(天保 7)	大洪水のため増水一丈に達する
1846(弘化 3)	大洪水のため増水一丈に達する
1849(嘉永 2)	大水のため増水 9 尺(約 2.7m)に達する
1868(慶応 4)	湖岸一帯大洪水のため増水 9 尺(約 2.7m)に達する



1870(明治 3)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1885(明治 18)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1890(明治 23)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1896(明治 29)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1898(明治 31)	湖岸一帯大洪水に襲われる
1903(明治 36)	麻生町(行方市)大火のため目ぬき通りの 141 棟が焼ける
1907(明治 40)	大洪水に襲われる
1910(明治 43)	増水 9 尺 7 寸(約 2.9m)の大水が 1 ヶ月余滞水する
1912(明治 45)	延方大火のため 80 戸 300 棟が焼ける
1918(大正 7)	暴風による被害を受ける
1938(昭和 13)	湖岸一帯大洪水のため水田住宅が冠水する(浸水想定的前提となる計画降雨)
1947(昭和 22)	潮来町大火のため 168 棟が焼ける
1954(昭和 29)	玉造町(行方市)大火のため 20 戸が全焼

### ○最近の出水状況

年・名称	最大日雨量	総降水量	最高水位(生起日)
	西浦・桜川観測所	西浦・桜川観測所	西浦湖心
平成 3 年(18 号)	104.0	193.0	
平成 3 年(21 号)	81.0	232.0	YP+2.51(10.14)
平成 11 年	61.0	62.0	YP+1.75( 7.16)
平成 13 年	162.0	172.0	YP+1.85(10.12)
平成 16 年	134.0	162.0	YP+2.26(10.11)
既往最大(昭和 36 年以降) 昭和 61.8.4 平成 3.10.6~10.13	208.0	232.0	YP+2.51(10.14)

資料：国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 洪水対策計画書(常陸利根川)平成 24 年度

※ Y.Pとは、YedogawaPeil の略で、江戸川・利根川・那珂川などの水位を測る時の基準となる堀江水位観測所(千葉県浦安市堀江)の水位標 0m を基準とした水面の高さを表す記号である。

### [地震の発生状況]

過去の地震については、次表のとおりである。東日本大震災についてはマグニチュード 9.0 を記録し甚大な被害が生じた。

#### ○地震記録一覧表

発震年月日 西暦 (日本暦)	震央の位置 北緯:N 東経:E	マグニ チュード	被害摘要
1930. 6. 1 (昭 5. 6. 1)	N 36° 26' E140° 32'	6.5	那珂川下流域の地震 水戸(煉瓦堀倒る), 久慈(崖くずれ 1, 倉庫傾斜 1, 煙突倒壊 1), 鉾田(石垣崩る), 石岡(土蔵に亀裂), 真壁・土浦(壁の剥落), 宇都宮(神社の灯籠の頭が落ちた)などの被害があった。
1931. 9. 21 (昭 6. 9. 21)	N 36° 10' E139° 15'	6.9	埼玉県中部の地震 笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きい。 茨城県の被害は負傷 1, 非住家全潰 2, 半潰 1, 煙突倒壊 1。
1938. 5. 23 (昭 13. 5. 23)	N36° 34' E141° 19'	7.0	塩屋崎沖の地震 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く, 煉瓦煙突の折損, 壁落, 壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突 5 本折損し, 磯原で土蔵の倒壊 1, 小名浜に震後 22 分で小津波(全震幅 83cm)が押し寄せた。
1938. 9. 22 (昭 13. 9. 22)	N 36° 27' E141° 03'	6.5	鹿島灘の地震 水戸は震度 5, 僅少被害。

1938.11. 5 (昭 13.11. 5)	N 36° 56' E141° 55'	7.5	福島県東方沖の地震 福島県で死 1, 傷 9, 住家全潰 4, 半潰 29, 非住家全潰 16, 半潰 42, その他小崖崩れ, 道路の亀裂, 鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害, 津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。
1974. 8. 4 (昭 49. 8. 4)	N 36° 01' E139° 55'	5.8	茨城県南西部の地震 負傷者は埼玉 8 人, 東京 9 人, 千葉・茨城各 1 人, ショック死東京・茨城で各 1 名。震央付近で屋根瓦の落ちた家が 10 数軒あった。
1983. 2. 27 (昭 58. 2. 27)	N 35° 56' E140° 09'	6.0	茨城県南部の地震 傷 11 人(東京 8 人, 神奈川 2 人, 千葉 1 人)。藤代・取手・牛久・船橋などでガス管の破損などの被害。藤代町で壁の亀裂, 剥落あり。
1987.12.17 (昭 62.12.17)	N 35° 23' E140° 30'	6.7	千葉県東方沖の地震 銚子, 勝浦, 千葉で震度 5 であった。被害のとくに大きかったのは山武郡, 長生郡, 市原市など。 千葉県で死者 2 人, 負傷者 144 人, 住家全壊 16, 半壊 102, 一部破損 71, 212。 茨城県で負傷者 4, 住家一部破損 1, 259。
2000. 7. 21 (平 12. 7. 21)	N 36° 32' E141° 07'	6.4	茨城県沖の地震 那珂町で住家一部破損 2 棟, 阿見町で断水などの小被害。
2004.10. 6 (平 16.10. 6)	N 35° 59' E140° 05'	5.7	つくば市・関城町で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。
2005. 2. 16 (平 17. 2. 16)	N 36° 02' E139° 53'	5.3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各 1 名, 土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各 1 名, 龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ 10m にわたり倒壊。
2005. 4. 11 (平 17. 4. 11)	N 35° 44' E140° 37'	6.1	本県における震度 5 強は震災階級改訂後初観測。人的・物的被害は無し。
2005. 8. 16 (平 17. 8. 16)	N 38° 09' E142° 17'	7.2	宮城県沖の地震 日本原子力研究所東海研究所(JRR-4)が自動停止。人的・物的被害は無し。
2005.10.19 (平 17.10.19)	N 36° 23' E141° 03'	6.3	銚田市で軽傷者 1 名, 物的被害無し。
2008. 5. 8 (平 20. 5. 8)	N 36° 13' E141° 36'	7.0	水戸市で震度 5 弱を記録。常総市で軽傷者 1 名, 下妻市で 6 棟, 土浦市で 1 棟が住家一部破損。
2008. 7. 5 (平 20. 7. 5)	N 36° 38' E140° 57'	5.2	日立市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。
2011. 3. 11 (平 23. 3. 11)	N 36° 06' E142° 52'	9.0	8 市で震度 6 強, 21 市町村で震度 6 弱を観測。同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し, 銚田市で 6 強, 神栖市で 6 弱を観測。人的被害:死者 24 名, 行方不明者 1 名, 重症 33 名, 軽症 674 名 住家被害:全壊 3,070 棟, 半壊 23,988 棟, 一部損壊 173,624 棟 床上浸水 1,719 棟, 床下浸水 711 棟 (平成 24 年 2 月 3 日現在)

資料：茨城県地域防災計画「地震災害対策計画編」による。

## 2 本市における国土強靱化の基本目標

本市においては、平成 23 年 3 月の東日本大震災により甚大な被害を受けたほか、平成 25 年の台風 26 号災害など、気象の急変に伴う局地的な災害が発生している。

また、茨城県に被害を及ぼす地震は、関東地方東方沖合や相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近の発生する地震、陸域のやや深い場所で発生する地震とされている。

過去の災害から得られた教訓を踏まえ、市では、地域防災計画の見直しなど様々な対策を進めてきたところであるが、今後は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要である。

また、高度経済成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により、機能を適切に維持していく必要がある。

このようなことから、いかなる大規模自然災害が発生しても市民の生命、財産を守り、経

済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続ける社会の形成を目指すこととする。

本市の強靱化を進めるにあたっては、国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進における4つの基本目標を踏まえて、次の4つを基本目標に位置づけ、「行方市総合戦略」のまちづくりの理念である「～みんなで進めるまちづくり計画～」の実現に向け、関連施策を推進する。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興



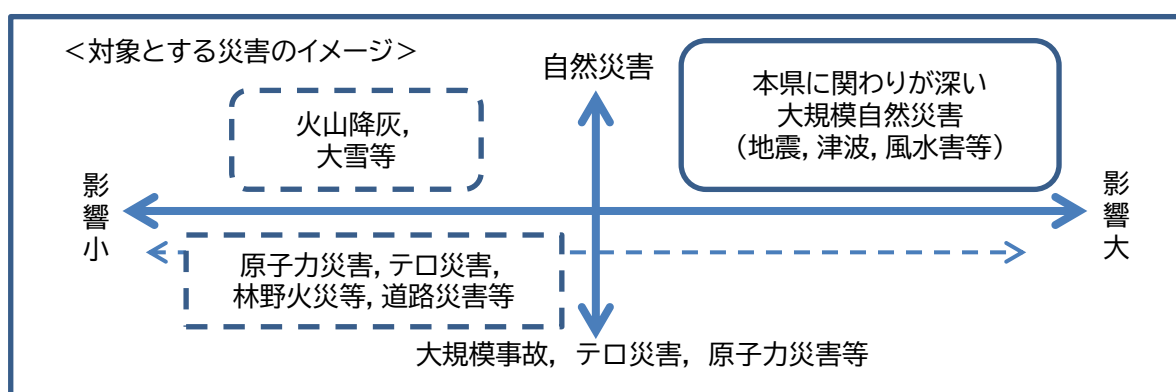
**「みんなで進めるまちづくり計画」の実現**

### 3 計画の対象とする災害

本市に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面、大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、県の基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、台風・竜巻・豪雨などの風水害等）とする。ただし、比較的影響が少ないと想定される火山による降灰、大雪災害、林野火災等の自然災害は、他市町村、周辺都県との連携の中で考慮する。

また、本市においては、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題であるが、国の基本計画の動向等を見ながら、今後の取扱いを検討するものとする。



#### 4 本市における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

本市の強靱化を図る上で、基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し、対策を進める。

##### (1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- 「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと  
人口や経済活動、社会機能などの東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、それぞれの地域や市町村の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。
- 関係団体との連携体制の構築  
本市の強靱化に向け、国、近隣都県、市町村、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- インフラの老朽化への対応  
高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく。
- 人のつながりやコミュニティ機能の向上  
平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

##### (2) 効果的な施策の推進に係る事項

###### ア 多層的な取組

- 複合的・長期的な視点による施策の推進  
施策の推進に当たっては、防災・減災等の視点に加え、経済成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点を持って取り組む。
- 平時からの有効活用  
非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。
- ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組  
想定される被害や地域の実情等に応じて、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。

## イ 各主体の連携

### ○ 広域連携体制の構築

広域的な災害に対応するため、近接県間や全国規模での相互応援体制の整備を進め、災害時の支援物資の確保や緊急消防援助隊等の受入体制の整備に努める。

### ○ 民間投資の活用

民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。

## ウ 人づくり

### ○ 防災人材の育成と確保

地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓などを基に、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手となる人材の育成と確保を図る。

## エ 重点化及び進捗管理

施策の重点化や進捗管理（PDCAサイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。

## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

本市における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施するものである。

施策の現状分析・評価を行うことにより、本市における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスである。

脆弱性評価は、国が実施した手法を参考に、①想定するリスクの設定、②「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定する。

① 想定するリスクの設定 （自然災害全般）

② 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定

③ リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

④ リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

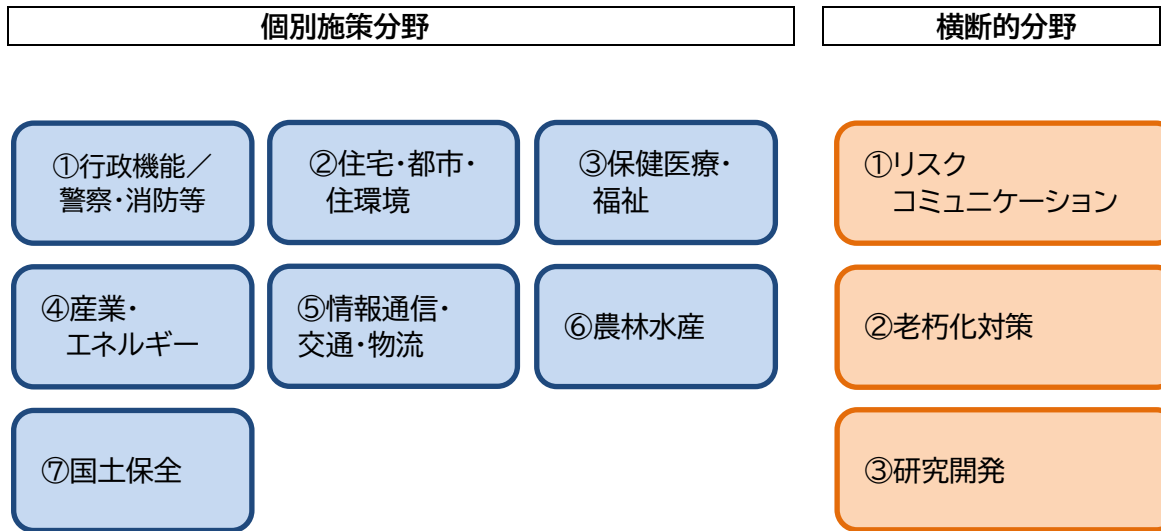
2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定  
 国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなるものとして、45の「リスクシナリオ」を設定して評価を行ったが、本市においては、これを参考に、8つの事前に備えるべき目標と28のリスクシナリオを次のとおり設定した。

【参考】茨城県のリスクシナリオ（事前目標）より本市での事前に備えるべき目標を設定

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それかされない場合の必要な対応を含む）
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足		
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
2-7	被災地における感染症等の大規模発生		
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保される	3-3	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保される	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	5-1	サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、石油等の供給の停止
		5-4	地域交通ネットワークの長期停止
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	土木施設の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地域交通ネットワークの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 3 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）

国の基本計画においては、12の個別施策分野と3つの横断的分野を設定して評価を行ったが、本市においては、これを参考に、7の個別施策分野と3つの横断的分野を設定した。



#### 4 脆弱性評価の実施

28 のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度などを踏まえて、現行の取組で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。併せて、施策分野ごとの取組状況が明確になるよう、施策分野ごとに整理した。

#### 5 脆弱性評価の結果

##### (1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、既に実施されているものもあるが、進捗状況等の観点から、未だ不十分な状況にある。

本計画に掲げる基本目標を達成し、強靱な地域づくりの実現のために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進する必要がある。

##### (2) 関係機関等との連携

強靱化に資する取組において、個々の施策の実施主体は、市だけでなく、国や県、民間事業者・団体など多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化する必要がある。

##### (3) リスクシナリオごとの施策については、次の表となります。

No	リスクシナリオ	施策名
1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生	(1-1)住宅、建築物等の耐震
		(1-1)緊急輸送道路等の整備
		(1-1)市街地整備等
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	(1-2)防災拠点機能の確保
		(1-3)道の駅の活用
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	(1-4)減災対策協議会の設置等
		(1-4)タイムラインの作成
		(1-4)河川管理施設等の老朽化対策

1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	(1-5)土砂災害防止施設の老朽化対策等
		(1-5)総合的な土砂災害対策の推進
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	(1-6)情報伝達に必要なシステムや施設の機能確保等
2-1	被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止	(2-1)緊急輸送体制の整備
		(2-1)緊急輸送道路の整備等
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	(2-2)緊急輸送道路の整備等
2-3	自衛隊，警察，消防，海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	(2-3)防災訓練の実施
2-4	救助・救急，医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	(2-4)緊急輸送道路の整備等
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	(2-5)交通インフラの早期復旧
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	(2-6)緊急輸送道路等の整備
2-7	被災地における感染症等の大規模発生	(2-7)公衆衛生の維持
		(2-7)下水道施設の耐震化
3-3	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	(3-3)防災拠点機能の確保
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	(4-1)非常用電源の確保
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	(4-2)災害情報の収集・伝達体制の確保
5-1	サプライチェーンの寸断等による県内企業の生産力低下	(5-1)緊急輸送道路の整備等
5-2	社会経済活動，サプライチェーンの維持に必要な電力，石油等の供給の停止	(5-2)緊急輸送道路等の整備等
5-4	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの長期停止	(5-4)地域交通ネットワークの強化
6-1	市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止	(6-1)ライフラインの災害対応力強化・早期復旧
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	(6-2)重要施設及び水道管網の耐震・延命化等
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	(6-3)下水道施設の耐震化等
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	(6-4)緊急輸送道路等の整備等
		(6-4)土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保
7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	(7-3)住宅・建築物の耐震化
		(7-3)老朽・空き家対策
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	(7-6)農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化



8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(8-1)廃棄物処理施設の長期停止、公衆衛生問題の防止、ごみ処理施設やし尿処理施設の長寿命化等
8-2	土木施設の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(8-2)災害復旧を担う人材の育成・確保
8-4	常磐線や高速道路網、港湾、空港などの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(8-4)基幹インフラの復旧・復興対策
		(8-4)広域交通ネットワークの強化
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(8-5)内水ハザードマップ等の活用
		(8-5)浸水対策の促進

#### 第4章 本市における国土強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策群として、第3章3で設定した施策分野ごとに整理し、また、別紙により目標を記載する。

※ 施策名の末尾に、当該施策が位置付けられている計画名を略称により示す。

- 【凡例】 総合 … 行方市総合戦略  
 防災 … 行方市地域防災計画  
 公共 … 行方市公共施設等総合管理計画

### 1 個別施策分野の推進方針

#### ① 行政機能／警察・消防等

<行政機能>

(県及び市町村の防災拠点機能の確保) リスクシナリオ1-2〔防災〕

学校や公民館等の公共施設は、災害時には避難場所、救援物資の集積地、避難生活の場、救急救援・ボランティア活動の拠点等として、多様な活動を支える防災拠点となる。

また、災害時に備えて防災備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽、通信機材等の防災施設の整備・管理を行い、災害時に対応できるようにする。

さらに、今般の災害等を踏まえた長時間の停電に対応するべく、蓄電池等を活用して停電時の施設電源の確保ができるように整備を進めていく必要がある。

(業務継続体制の整備) リスクシナリオ3-3〔防災〕

1 庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

2 市は、業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

3 市は、市内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎

等が当該地域に含まれる場合は、当該勧告又は指示を受けていない地域の適切な施設において必要な業務を継続できるように、県の支援を受けるものとする。

(災害情報の収集、伝達体制の確保) リスクシナリオ1-4, 1-6, 4-1, 4-2, [防災]  
災害の状況等について情報の集約と本部内での情報の共有化を図るとともに、住民に対する直接の広報活動と報道機関に対する情報発表を行う。

## 1 広報活動

### (1) 広報の内容

- ① 災害発生状況
- ② 気象、地震に関する情報
- ③ 災害応急対策の状況
- ④ 道路及び交通情報
- ⑤ 地域住民のとりべき措置
- ⑥ 避難指示（緊急）、避難勧告
- ⑦ その他必要事項

### (2) 広報手段

- ① Lアラート
- ② 防災行政無線（同報系）（本庁、各支所、消防本部）
- ③ インターネット（ホームページ、メール一斉配信サービス、緊急速報メール、SNS等）
- ④ 広報車
- ⑤ ハンドマイク等
- ⑥ ビラ
- ⑦ 立看板、掲示板
- ⑧ なめがたエリアテレビ

### (3) 報道機関への依頼

※（様式4）放送申込書

## 2 報道機関への対応

### (1) 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、可能な範囲で提供する。

### (2) 報道機関への発表

- ① 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。
- ② 発表は、原則として災害対策本部情報班長が実施する。なお、必要に応じ各部において発

表する場合は、あらかじめ災害対策本部情報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。

- ③ 市、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内に事業所を有する事業者が災害に関する情報を公表・広報する場合は、原則としてその内容について災害対策本部と協議の上実施する。

ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。

- ④ 災害対策本部情報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

#### (物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備) リスクシナリオ 2-1, 2-5 [防災]

大規模な災害時においては、食糧の調達・供給は重要であり、災害時における迅速かつ確実な調達・供給が可能な備蓄並びに調達体制の整備を行う。

避難所生活等において必要不可欠な毛布や生活必需品の備蓄に努める。その際、避難所に指定されている施設及び市役所等の立地場所を鑑み備蓄拠点とする場所を考慮する。この場合において、災害時のリスクを分散させる必要があるため、分散備蓄を考慮するものとする。

また、時間の経過とともに求められる物資が変化することを踏まえ、物資の調達に留意するとともに、季節などを考慮した物資の調達に努めるものとする。

市としては、想定される罹災人口の概ね3日分に相当する量を目標として、食料品、飲料水等の公的備蓄及び流通備蓄を行う。

備蓄の確保にあたっては、販売業者や製造業者等との物資調達に関する協定の締結に努めるほか、大規模な災害が発生した場合には、業者等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

なお、備蓄・物資調達においては、要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮することとする。

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができるものとする。

#### (広域連携体制の整備) リスクシナリオ 1-1, 2-3 [防災]

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との災害時の応援協定の締結に努めるものとし、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合は、被災者の受け入れについて当該市町村又は県に協議を求めるものとする。

## （土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保）リスクシナリオ6-4, 8-4〔防災〕

### 災害応急体制の整備

#### （1）職員等の体制

本市職員及び自主防災組織、地域防災協力員を含む防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、職員等に災害時の活動内容等を周知させる。

（2）防災関係機関相互の連携体制災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておく。

### <警察・消防等>

#### （警察・消防等の防災拠点機能の確保）リスクシナリオ2-3〔防災〕

災害時の通信連絡体制、多様な通信メディアの活用及び民間無線施設の利用の強化などを図り、併せて消防関係建築物の耐震耐火性の強化を図る。

#### （地域防災力の強化）リスクシナリオ8-2〔総合〕〔防災〕

自主防災組織を中心とした防災訓練の実施による災害時や緊急事態への対応や自主防災リーダーの養成や防災資機材の整備など、市民と行政の協働により防災力向上に向けた取り組みを進めていくため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができるものとする。

都市化の進展に伴い、住宅密集地等が増加している今日、これらの住宅地から火災等の災害が発生した場合には、多くの人命が失われる危険性がある。このため、消防組織及び消防施設の整備、充実並びに消防職員及び消防団員の訓練等を強化し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、本計画により火災予防に努める。

## ② 住宅・都市・住環境

#### （住宅、建築物等の耐震化）リスクシナリオ1-1, 1-2〔防災〕

地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上、重要な建築物の耐震化は、災害対策全体に対して果たす役割が大きく、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、地震時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。更に、住宅等については、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し耐震化を推進する。

#### （市街地整備等）リスクシナリオ1-1〔防災〕

都市部市街地は都市計画市街地整備事業等、農村部は建築物や集落整備事業等を推進し、全

域では、土木施設の安全化、ライフライン等の耐震対策、地盤等災害予防等を推進する。

#### （防火対策）リスクシナリオ1-1〔防災〕

住宅密集地等が増加している今日、これらの住宅地から火災等の災害が発生した場合には、多くの人命が失われる危険性がある。このため、消防組織及び消防施設の整備、充実並びに消防職員及び消防団員の訓練等を強化し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、本計画により火災予防に努める。

#### （上下水道施設の耐震化等）リスクシナリオ1-4, 2-7, 6-2, 6-3, 8-5〔防災〕

上下水道施設、電気施設、電話施設、ガス施設等について、各施設管理事業者の計画と調整を図りつつ、施設の耐震性の強化、液状化対策及び風水害にも対応したライフラインづくりの推進に努める。

流域下水道、公共下水道について別紙のとおり、老朽化対策や耐震化等を進めて公衆衛生問題や下水道施設の延命化を図る。

上水道施設に至っては、老朽管更新事業として老朽化している水道配水管を計画的に更新している状況であり、別紙のとおり、今後も引き続き重要となる施設や水道管網の耐震・延命化等を進めていく必要がある。

#### （災害廃棄物対策）リスクシナリオ8-1〔防災〕

被災地における災害廃棄物及びし尿の処理等については、関係機関の協力を得て行い、災害時における環境衛生を確保・維持できるように努める。また、災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理方策等を示した災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定し、災害廃棄物の処理を進める。

#### （自然災害を考慮した土地利用等）リスクシナリオ1-4, 1-5, 8-5〔防災〕

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、都市計画マスタープラン等に位置づけ防災まちづくりの推進に努める。

### ③ 保健医療・福祉

#### （災害拠点病院等の機能強化）リスクシナリオ1-2, 2-4, 2-6〔防災〕

災害発生時において、災害応急対策及び医療提供等のためその機能を維持する必要がある重要施設を予め選定しておく。

##### 【重要施設の定義】

- (1) 市において応急対策・応急復旧のために必要な庁舎及び施設
- (2) 停電により新たな災害が発生又は災害の防止が不可能となるため、継続して通電する必要がある施設
- (3) 病院並びに人口呼吸器等の生命維持装置及び透析装置を継続して稼働させる必要がある診療所等

(4) その他応急対策・応急復旧のために市長が必要と認める施設等

#### (DMAT等の機能強化) リスクシナリオ2-3, 2-4, 2-6 [防災]

災害のため医療機関が混乱し、被災者が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療救護を施し、被災者の保護を図る。

##### 1 実施機関

(1) 医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。

(2) 医療及び助産は、医療救護班により行うが、災害の規模及び負傷者の発生状況によっては、日本赤十字社茨城県支部、水郷医師会、その他医療関係機関に医師、看護師等の派遣を要請し、協力を得て実施する。

(3) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

※医療救護チーム・DMAT、医療ボランティア、JMATの県への派遣依頼など

※DMAT：災害派遣医療チーム ※JMAT：日本医師会災害医療チーム

(4) 医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努める。

#### (避難行動要支援者対策) リスクシナリオ1-6 [防災]

災害発生時には、高齢者、障害者等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。

このことから、避難行動要支援者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、消防団、自主防災組織等関係機関や団体との連携を図り、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

#### (感染症予防対策) リスクシナリオ2-7 [防災]

市及び県は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「感染症等を踏まえた避難開設運営方針」を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

### ④ 産業・エネルギー

#### <産業>

#### (事業者への融資制度の整備) リスクシナリオ5-1 [防災]

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行・信用金庫・信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫）

の融資並びに、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を県等に要請する。

## <エネルギー>

### (ライフラインの災害対応力強化・早期復旧) リスクシナリオ5-2, 6-1 [防災]

災害発生時においても、庁舎等の重要施設の自家発電燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。このため、燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合に対し、優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を選定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の救命及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

### (大規模災害発生時の緊急給油対策) リスクシナリオ2-4 [防災]

災害時においても、応急対策・応急復旧のため庁舎や施設、病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する車両の燃料は継続して供給する必要がある。このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、重要施設及び応急対策車両等の燃料優先供給について協定に基づき要請する。

### (エネルギーの供給源の安定化) リスクシナリオ6-1 [防災]

#### (1) 施設・設備等の充実

- ① 緊急時に有効と思われる設備、並びに備蓄品は、平常時から計画的に避難所等に備えつけ、災害時にも利用できるよう整備を推進する。
- ② 避難所として指定された建物については、必要に応じて換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③ 災害時の通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等の整備に努める。
- ④ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備等の整備を進める。

## ⑤ 情報通信・交通・物流

### <情報通信>

#### (情報通信ネットワークの整備) リスクシナリオ1-6 [防災]

災害時の通信連絡体制、多様な通信メディアの活用及び民間無線施設の利用の強化などを図り、併せて消防関係建築物の耐震耐火性の強化を図る。

また、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努め効率的運用を図るとともに、停電等に備えバックアップ化、及び非常用電源確保を図る。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

#### (災害情報の収集、伝達体制の確保) リスクシナリオ1-4, 1-6, 4-1, 4-2 [防災]

災害情報の収集・伝達は、気象及び水防に関する特別警報、警報、注意報及び伝達等が災害情報の収集に密接に関連することを踏まえ、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施す

る。

#### <交通・物流>

(道路等の防災・減災対策及び耐震化) リスクシナリオ1-1, 2-1, 5-4, 6-4 [防災]

都市計画道路等の幹線道路は、大規模災害時の避難路や救援物資の輸送路等として機能するため、建物倒壊等による道路閉鎖への対応が必要である。そのため十分な道路幅員の確保や歩道の設置を図るとともに、建物が密集した地区については、沿道建物の耐震化や沿道への高木の植樹等の対策を検討する。

また、一部、防災拠点と幹線道路が離れている場合は、大型車両が通行可能な進入路の整備を進める。

(緊急輸送体制の整備) リスクシナリオ1-1, 2-1, 5-4, 6-4 [防災]

道路、橋梁、河川、ため池等の土木施設の耐震性劣化に留意し安全対策に努める。特に、緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるように耐震対策の実施に努める。また、崩落等の危険性がある法面は、震災、風水害による土木施設への影響を含め安全対策を検討する。

(道路ネットワークの構築) リスクシナリオ6-4 [防災]

○ 災害発生後であっても、損壊により復旧・復興が大幅に遅れることなく、早期復旧を図れるよう国道・県道・市町村道等を拡幅するなどの整備を国・県・関係自治体と連携して促進する。

#### 数値目標

- ・ 別紙<道路ネットワークの構築>により整備を国、県と連携して促進する。

(孤立可能性地区における対策の推進) リスクシナリオ2-2, 7-3 [防災]

都市計画道路等の幹線道路は、大規模災害時の避難路や救援物資の輸送路等として機能するため、建物倒壊等による道路閉鎖への対応が必要である。そのため十分な道路幅員の確保や歩道の設置を図るとともに、建物が密集した地区については、沿道建物の耐震化や沿道への高木の植樹等の対策を検討する。

また、一部、防災拠点と幹線道路が離れている場合は、大型車両が通行可能な進入路の整備を進める。

#### ⑥ 農林水産

(農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化) リスクシナリオ6-3, 7-6 [防災・公共]

■対象地域内の人口動向を踏まえ、管路や処理施設の更新に際しては、ネットワークの見直しや処理能力の適正化を図ります。

■本市の特性や組織・人員体制に見合ったマネジメントの仕組みを検討し、効果的かつ効率的な保全を行います。

■築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池(災害防止用のダムを含む。以下同じ。)、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修また、当該施設



に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設また、改修に努める。

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努める。

## ⑦ 国土保全

### （河川改修等の治水対策）リスクシナリオ1-4〔防災〕

河川改修の進捗にあわせ、本市は次の水害予防対策に努める。

定期的に排水不良箇所を点検し、溢水危険箇所については堤防の補強等その管理団体に防止策を要請する。

被害を未然に防止するため樋管等の点検管理を行うとともに逐次排水施設等の点検を行う。

### （総合的な土砂災害対策の推進）リスクシナリオ1-5〔防災〕

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域内の土地については都市計画法の適用により、原則として開発計画を認めない誘導を図る。

市域に土砂災害警戒区域を含む場合、上記(1)の事項について、住民、滞在者その他の者に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

土砂災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として日頃から危険予想箇所の把握と、この危険予想箇所に対する防災パトロールを実施する。

## 2 横断的分野の推進方針

### ① リスクコミュニケーション

災害時の混乱防止と被害を最小限にとどめるため、市民一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」と個々人の自覚に根ざした「自助」、地域等による「共助」が連携した減災のための活動が必要である。これらのことから、自らの身の安全を守る行動や地域における活動など防災に関する知識の普及を図り、住民の防災意識の向上に努める。

### （地域防災力の強化）〔防災〕

災害発生時を想定した一般ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会等の設置を図り、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。自主防災組織は、次の活動を行う。

#### 1 平常時

- (1) 要配慮者を含めた住民のコミュニティの醸成
- (2) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や地域の危険箇所の点検・把握等
- (3) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

- (4) 消火用資機材，及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- (5) 災害発生時における行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの作成及び再確認

## 2 災害時

- (1) 初期消火，延焼の防止や二次災害を防ぐための火災防止対策の実施
- (2) ラジオ，テレビなどによる正確な災害情報の収集及び住民への伝達，地域の被害状況や住民の避難状況等の収集及び市への報告，また，市からの情報収集及び住民への伝達
- (3) 負傷者等の救出，応急手当，病院への搬送支援など救出・救護の実施及び協力
- (4) 安全な避難経路の確認，集団避難（避難誘導）の実施
- (5) 市が開設した避難所への協力及び自主的な地域における避難所の開設・運営
- (6) 炊き出し，給水及び救助物資の分配に対する協力
- (7) 要配慮者の安否確認や避難誘導など安全確保等

## 3 自主防災組織の活動支援

市は，自主防災組織の活動を支援するため，次の事業を行う。

- (1) 自主防災組織主催の防災訓練の支援，指導
- (2) 防災関係研修会の開催等による自主防災組織指導者の養成
- (3) 住民に対する災害及び防災知識の普及・啓発
- (4) 自主防災資機材整備の支援

### 〔災害情報の収集，伝達体制の確保〕〔防災〕

災害の状況等について情報の集約と本部内での情報の共有化を図るとともに，住民に対する直接の広報活動と報道機関に対する情報発表を行う。

#### 1 広報活動

##### (1) 広報の内容

- ① 災害発生状況
- ② 気象，地震に関する情報
- ③ 災害応急対策の状況
- ④ 道路及び交通情報
- ⑤ 地域住民のとるべき措置
- ⑥ 避難指示（緊急），避難勧告
- ⑦ その他必要事項

##### (2) 広報手段

- ① Lアラート
- ② 防災行政無線（同報系）（本庁，各支所，消防本部）
- ③ インターネット（ホームページ，メールー斉配信サービス，緊急速報メール，SNS等）
- ④ 広報車
- ⑤ ハンドマイク等

- ⑥ ビラ
- ⑦ 立看板, 掲示板
- ⑧ なめがたエリアテレビ

### (3) 報道機関への依頼

#### (災害時における外国人の安全確保) [防災]

##### 外国人に対する安全確保対策

#### (1) 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアを県及び県国際交流協会へ要請し、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

#### (2) 情報の提供

##### ① 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

##### ② テレビ, ラジオ, インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ, ラジオ, インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

##### ③ 県や観光施設・宿泊施設などと連携した外国人旅行者に対する情報の提供

市は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、県や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。

#### (液状化等の危険度情報の提供) [防災]

地盤情報等のデータベースは、公共工事, 民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災ハザードマップ等に反映させるように努める。

## ② 老朽化対策

### (公共施設等の長寿命化対策) [公共]

#### 効果的かつ効率的な保全の実施

- ① 継続的な巡回、点検等により状態を把握し、問題があれば診断を実施し適切な対策を検討します。
- ② 施設特性に応じた保全手法の適用や長寿命化の推進等により、長期的視点に立った計画的な保全を行います。
- ③ 施設の将来的な取扱い方針を踏まえ、確保すべき耐用年数に見合った改修・更新を実施します。

### ③ 研究開発

#### (災害対応支援ツール等の導入検討)〔防災〕

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付（県被災者生活再建支援システム）の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるとともに効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また市は、県による住家の被害調査の担当者のための研修機会等を活用し、災害時の住家の被害認定の迅速化を図るものとし、また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や市町村、民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

#### (大規模地震発生時の地震被害想定)〔防災〕

##### ○液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、公共施設等においては、埋立地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実にも努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策や指導を行うよう努める。地盤改良等による液状化防止対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策に努める。

また、建築物の所有者・設計者に対し、パンフレットの配布等による液状化対策に関する普及・啓発に努める。

##### ○塀の倒壊・家具の転倒防止対策

地震による塀（石塀を含む）の倒壊や家具の転倒を防止するため次の施策の推進に努める。住民に対し塀の安全点検及び耐震性の確保及び家具の転倒防止について広報誌等を活用し啓発を図るとともに、塀の造り方、点検方法及び補強方法等や家具の転倒防止方法についてパンフレット等を利用し知識の普及を図る。

## 第5章 計画の推進と不断の見直し

### 1 市の他の計画の見直し

本計画を基本として、国土強靱化に係る市の他の計画について、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

### 2 計画の推進期間及び見直し

今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画の推進期間は、当面令和2年から令和6年の5年間とし、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて見直すこととする。

本計画の策定のために実施した脆弱性評価は、市が実施し、又は把握している施策等を基に行ったものであり、今後、県や民間事業者等が独自に行っている取組等も評価の対象とすることを検討する必要がある。また、災害の個別事象について地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価を検討する必要がある。

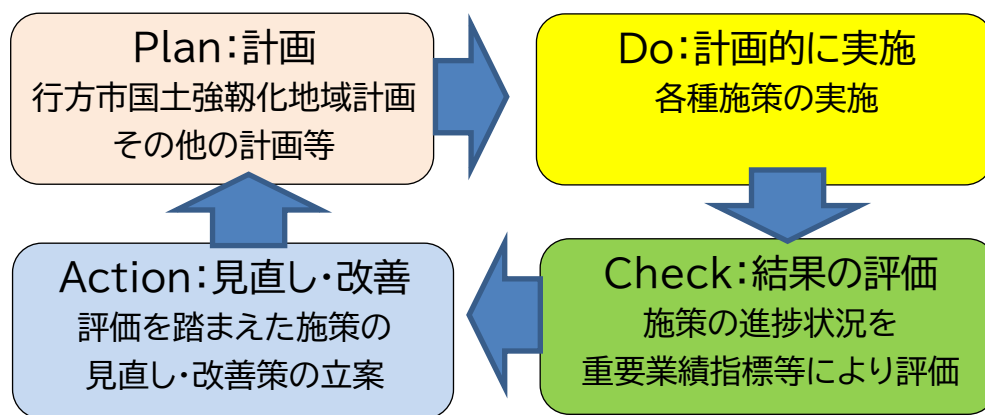
このため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合いに合わせて、本計画の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

### 3 施策の推進と重点化

#### (1) 施策の進捗管理と PDCA サイクル

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本市の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行う。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、安心して暮らしやすいまちづくりを進めていく。



#### (2) 施策の重点化

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要がある。

国の基本計画においては、45のリスクシナリオごとに、事態回避のためのプログラムを策定し、その中から、15の重点化すべきプログラムを選定している。

本計画においては、国のリスクシナリオを参考に、本市の特色等を勘案し、28のリスクシナリオに整理・統合等を行った上で、脆弱性評価を行い、施策の推進方針を策定している。これら28のリスクシナリオに対応する施策群を構成する基本項目を対象に、以下に示す視点を基に、緊急性や優先度を総合的に判断し、14の重点化すべき施策群（重点プログラム）を設定した。

この重点プログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、更なる重点化を含め、取組の一層の推進に努めるものとする。

重点化の視点	説明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか

施策の進捗	当該施策に係る指標（現状値又は目標値）等に照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するか
国全体の強靱化への寄与	当該施策が南海トラフ地震など県外における大規模災害のリスク低減にどの程度寄与するものか

<リスクシナリオごとの重点化すべき施策群（重点プログラム）>

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療種別等が迅速に行われる（それかたされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-7	被災地における感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済種別に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) プログラム推進上の留意点

「プログラム」は、市の部局等横断的な施策群であり、いずれも一つの担当部局の枠の中で実現できるものではない。

このため、関係する部局や県等において推進体制を構築して、データや取組内容を共有するなど施策の連携を図るものとする。

また、PDCAサイクルの実践を通じて限られた資源を効率的に・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、本計画の目標の実現に向けてプログラムの実行性・効率性が確保できるよう十分に留意する。

【道路ネットワークの構築】

[数値目標]

・以下の整備を国、県と連携して促進する。

事業名	事業（取組）の概要	事業期間	事業主体	該当するリスクシナリオ（シナリオ番号）	該当する施策	該当する施策	該当する施策	該当する施策	該当する施策	該当する施策	全体事業費（百万円）
改築事業 国道354号(仮)北浦IC B区間	道路改良 行方市両宿(0.3km)	2022年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
改築事業 国道355号牛堀麻生バイパス	道路改良 潮来市牛堀～行方市橋門(10.9km)	2028年度以降完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
改築事業 (主)水戸鉾田佐原線	道路改良 行方市山田(0.8km)	2022年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
改築事業 (主)水戸神栖線	道路改良 行方市玉造～井上藤井(3.5km)	2023～27年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
改築事業 (一)鹿田玉造線	道路改良 行方市捻木(0.4km)	2021年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
改築事業 (一)桜川土浦潮来自転車道線	自転車通行空間整備 桜川市～潮来市(81.3km)	2028年度以降完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
改築事業 (一)荒井行方線	道路改良 行方市矢幡～潮来市清水(1.5km)	2023～27年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
改築事業 (一)島並鉾田線	道路改良 行方市南(1.6km)	2023～27年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
老朽化・耐震対策事業 国道354号	橋梁補修 霞ヶ浦大橋(1橋)	2023～27年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
老朽化・耐震対策事業 (一)荒井行方線	橋梁補修 北浦大橋(1橋)	2022年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
老朽化・耐震対策事業 (一)山田玉造線	橋梁補修 田中橋(1橋)	2023～27年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
老朽化・耐震対策事業 (一)鹿田玉造線	橋梁補修 手奪橋(1橋)	2023～27年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
老朽化・耐震対策事業 国道354号	冠水対策 354m	2025年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
老朽化・耐震対策事業 (主)水戸鉾田佐原線	冠水対策 1,300m	2022年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
老朽化・耐震対策事業 (一)山田玉造線	冠水対策 280m	2025年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
老朽化・耐震対策事業 (一)鹿田玉造線	冠水対策 1,400m	2025年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
老朽化・耐震対策事業 (一)繁昌潮来線	冠水対策 400m	2025年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
老朽化・耐震対策事業 (一)矢幡潮来線	冠水対策 700m	2025年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
老朽化・耐震対策事業 (一)島並鉾田線	トンネル修繕 自性寺トンネル	2022年度完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
交通安全対策事業 (主)水戸神栖線 外	道路照明灯更新・LED化(2,800基)	2028年度以降完了予定	県	4-1 6-4	(4-1)非常用電源の確保	(6-4)緊急輸送道路等の整備等					
交通安全対策事業 (一)大和田羽生線 外	自転車通行空間整備(342km)	2021年度以降完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						

事業名	事業（取組）の概要	事業期間	事業主体	該当するリスクシナリオ（シナリオ番号）	該当する施策	該当する施策	該当する施策	該当する施策	該当する施策	該当する施策	全体事業費（百万円）
交通安全対策事業 道の駅たまつくり	施設改修、防災機能強化等	2023～27年度 完了予定	県	1-3 2-1 2-4 5-1 5-2 6-4	(1-3)道の駅の活用	(2-1)緊急輸送道路等の整備等	(2-4)緊急輸送道路等の整備等	(5-1)緊急輸送道路等の整備等	(5-2)緊急輸送道路等の整備等	(6-4)緊急輸送道路等の整備等	
交通安全対策事業 (一)繁昌潮来線	歩道整備 行方市岡(0.4km)	2023～27年度 完了予定	県	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
河川改修事業 一級河川 山田川	河川改修 2.0km～4.5km区間(2.5km)	2039年度 完了予定	県	1-4	(1-4)減災対策協議会の設置等						
河川改修事業 一級河川 城下川(城下川水門)	河川管理施設の点検、延命化、更新	2056年度 完了予定	県	1-4	(1-4)河川管理施設等の老朽化対策						
急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地 山田地区	急傾斜地崩壊対策 449m	2026年度 完了予定	県	1-5	(1-5)総合的な土砂災害対策の推進						
急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地 宮下地区	急傾斜地崩壊対策 390m	2022年度 完了予定	県	1-5	(1-5)総合的な土砂災害対策の推進						
急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地 富士下地区	老朽化対策	2021年度 完了予定	県	1-5	(1-5)土砂災害防止施設の老朽化対策						
茨城県大規模建築物等耐震化支援事業	市町村の大規模建築物耐震化支援に対する補助(市町村内全域)	2020年度 完了予定	県	1-1 7-3	(1-1)住宅、建築物等の耐震	(7-3)住宅・建築物の耐震化					
茨城県木造住宅耐震化支援事業	市町村の住宅耐震化支援に対する補助(市町村内全域)	2020年度 完了予定	県	1-1 7-3	(1-1)住宅、建築物等の耐震	(7-3)住宅・建築物の耐震化					
住宅・建築物安全ストック形成事業	県有建築物の耐震対策(県内全域)	2020年度 完了予定	県	1-2 3-3	(1-2)防災拠点機能の確保	(3-3)防災拠点機能の確保					
宅地耐震化推進事業	大規模盛土造成地マップの作成・公表（市町村内全域）	2019年度 完了予定	市	1-1	(1-1)市街地整備等						
空き家対策総合支援事業	市町村が実施する空家の活用や除去などへの取組み支援	2025年度 完了予定	市	7-3	(7-3)老朽・空き家対策						
公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅の外壁・屋根等の改修による安全性の向上	2025年度 完了予定	市	1-1	(1-1)市街地整備等						
改築事業 (北)105号線(北浦中)	山田～両宿(3.0km)	2030年度 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						316
改築事業 (麻)2-11号線(麻生東小)	蔵川～青沼(1.5km)	2030年度 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						414
改築事業 (麻)1074号線(麻生中)	南～島並(1.3km)	2030年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
改築事業 (麻)1-17号線	石神～富田(3.16km)	2030年度 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						345
改築事業 (北)111号線	吉川～繁昌(1.4km)	2030年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
改築事業 (玉)51号線外1路線	小幡～藤井(2.7km)	2030年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						



事業名	事業（取組）の概要	事業期間	事業主体	該当するリスクシナリオ（シナリオ番号）	該当する施策	該当する施策	該当する施策	該当する施策	該当する施策	該当する施策	全体事業費（百万円）
改築事業 新庁舎アクセス道路	井上藤井地区外(仮)(500m)	2025年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
改築事業 (麻)912号線外4路線	四鹿(645m)	2025年度 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (麻)3210号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 (麻)3210号橋	2026年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (北)203号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 道城橋	2026年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (北)1124号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 新田橋	2026年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (北)1527号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 山王橋	2023年度 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (北)1173号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 栗生橋	2026年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (麻)1270号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 新堤橋	2026年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (麻)1259号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 (麻)1259号橋	2020年度 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (麻)1254号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 海了寺橋	2026年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (玉)2419号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 鎌田橋	2026年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (麻)2457号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 御船橋	2020年度 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (北)1501号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 清庵橋	2026年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (北)1413号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 内宿大橋	2026年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (麻)2476号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 (麻)2476号橋	2021年度 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (麻)2972号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 城下川橋	2025年度 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (麻)2095号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 一ツ橋	2026年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (北)1543号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 木崎橋	2026年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (北)108号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 神田橋	2021年度 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (北)1108号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 荷下橋	2024年度 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (玉)1399号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 石神橋	2026年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (玉)1403号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 合田橋	2026年度以降 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (玉)1407号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 若海橋	2023年度 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						
道路メンテナンス事業 (麻)3147号線	橋梁修繕・点検・修繕計画策定 中塚橋	2024年度 完了予定	市	6-4	(6-4)緊急輸送道路等の整備等						



行方市水道事業老朽管更新計画表（平成30年度～令和10年度）

単位:円

区分	全体事業計画内容				平成30年度		令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度			
	工種別	品種・形状寸法	数量	単位	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
緊急時連絡管	行方浄水場系 φ150mm配水管布設	水道配水管用ポリエチレン管 φ150mm×L5.0m(融着式)	940	m		940																						
	行方浄水場系 場内配管布設	DIP φ200、Pe φ150 NCP φ150、VLP φ100	44	m		44																						
	行方浄水場系 受水流量計室設置	RC造 1.4m×1.4m×H1.7m	1	室		1																						
	行方浄水場系 電気計装設備	受水流量計 盤改造・電気工事	1	式		1																						
	計																											
重要給水施設配水管	(次木配水場～北浦公民館) φ200mm配水管布設	水道配水管用ポリエチレン管 φ200mm×L5.0m	1,640	m		1,040		600																				
	(次木配水場～北浦公民館) φ150mm配水管布設	水道配水管用ポリエチレン管 φ150mm×L5.0m(融着式)	62	m		37		25																				
	(泉配水場～玉造保健センター) φ150mm配水管布設	水道配水管用ポリエチレン管 φ150mm×L5.0m(融着式)	223	m				223																				
	(泉配水場～玉造保健センター) φ100mm配水管布設	水道配水管用ポリエチレン管 φ100mm×L5.0m(融着式)	240	m				240																				
計																												
老朽管更新	玉造地内 φ100mm配水管布設	水道配水管用ポリエチレン管 φ100mm×L5.0m(融着式)	2,756	m				256		300		250		300		250		300		250		300		250		300		
	玉造地内 φ75mm配水管布設	水道配水管用ポリエチレン管 φ75mm×L5.0m(融着式)	4,722	m				430		430		430		430		430		513		513		513		513		520		
	新設管・老朽管 配水管布設	水道配水管用ポリエチレン管 φ50mm～φ150mm(融着式)	6,400	m		2,350		270		270		270		270		270		500		600		500		600		500		
	高速道路関連 配水管布設	DIP,PE、PP φ30mm～φ200mm	3,674	m		143		220		795		1,124		810		582												
	水管橋架設更新	蔵川橋、内宿橋、神田橋 200A=1ヶ所、150A=2ヶ所	3	ヶ所														1				1				1		
	上山工業団地 φ200mm導水管布設	水道GX形ダクタイル鋳鉄管 φ200mm×L5.0m	787	m																					787			
	上山工業団地 φ200mm配水管布設	水道GX形ダクタイル鋳鉄管 φ200mm×L5.0m	234	m																					234			
	上山工業団地 φ150mm配水管布設	水道GX形ダクタイル鋳鉄管 φ150mm×L5.0m	763	m																						763		
	上山工業団地 φ75mm配水管布設	水道GX形ダクタイル鋳鉄管 φ75mm×L5.0m	530	m																					110		420	
	計																											
新原浄水場	配水池築造工事	ステンレス製 有効容量1,000m³	1	池		1																						
	場内配管布設	GX形 DIP φ300～φ150	1	式		1																						
	配水池関連 電気計装設備	配水池水位計 盤改造、電気工事	1	式		1																						
	配水池関連 遠方監視設備	水位計、配線 既設盤改造	1	式				1																				
	配水池関連 残留塩素計設備	残留塩素計1台	1	式		1																						
	1.2.3号 取水場設備更新	取水ポンプ更新、2号掘替え 電気設備更新、2号施設更新	3	ヶ所								1.3号 1		2号														
	3号取水場 自家発電機更新	ディーゼル発電機 発電機:出力30KVA、25KW	1	台																				1				
	浄水施設改修	ろ過ポンプ更新 急速ろ過機改修、薬注設備更新	1	式																			1		1			
	配水ポンプ設備	横型多段ポンプ(INV制御) φ125×22.0kw、付帯配管	4	台												1		1										
	電気計装設備	ポンプ動力盤、配線 盤改造、受変電設備更新	1	式												1		1					1					





